

22年度10月 支部執行委員会 本部情勢報告ポイント

(分会員配布用)

1. 確定期にむけたとりくみ

県人勧 10月11日の週の後半に勧告予定 詳細は速報参照

月例給：国の較差 921円に対してやや小さくなる見込み 改定の方向で検討中

一時金：国の4.41月に対してほぼ同程度かやや下回る見込み 改定の方向で検討中

新高教統一要求書交渉 10月26日(水)

各専門部交渉 司書部：11月21日(月) 養教部：11月30日(水) 技労組：12月 1日(木)

女性部：12月26日(月) 青年部：12月27日(火) 実教部：1月18日(水)

定通部：1月20日(木) (調整中)

2. 新高教第48次県教育研究集会 10月23日(日)10:00~16:00 原則オンライン開催

全体会：講演 金沢大学 石川多加子さん (10:00~受付 10:30~開会)

「教員免許更新制の『発展的解消』に伴う『新たな研修制度』

実践報告：

新井久美子さん(新井)「人権・『同和』教育実践について」

岩田 康晴さん(佐渡総合)「地元でとりくみ平和学習『佐渡島(さど)の金山』の酒井遺産登録と朝鮮人労働

中村 直樹さん(出雲崎)「進路保障としての主権者教育」

山林 満 さん(高田安塚)「日本国憲法イラスト化の試み」

3. 11月19日(土)支部・分会代表者会議②・組合学校

6.18支分代①と同様に高校会館・アトリウム長岡・高陽荘での分散開催を予定

内容は確定交渉の結果ならび定年延長制度等

組合学校は組織拡大・強化の予定

4. 教員免許更新制度廃止に伴う査定昇給制度課題

○査定昇給制度の柱立て(教員)

※推薦①は12年研後5年程度

2年次研修(B) 6年時研修(B) 12年研修(A) 推薦①(B) 免許更新(B) 推薦②(B)

○免許更新制度廃止に伴い、柱立ての一つが不明確になっている。

(22年度末期限だった者で、更新講習を修了している場合は、適用されると確認しています)

○新教連要求 ①早期に協議を行うこと ②6年次研修をA区分とすること

③不利益が生じないよう経過措置等の対応を行うこと

※柱立てに係る昇給のタイミングで行政へ出向している場合、昇給が遅れる対応となっていました。県教委へ申し入れ、是正を要求した結果、「本来のタイミングでの昇給」「これまでに不利益を被った方への差額支給」の対応となりました。

5. 育児休業に関する条例等の改正について 施行日：2022年10月1日

(1) 再度の育児休業の取得に係る規定の削除

現行：育児休業の取得は「原則1回まで」 再度の取得には特別の事情が必要

改正後：育児休業は「原則2回まで」取得可能 育児休業が原則2回まで取得可能になったことから特別の事情のうち、再度の育児休業のための計画書に係る規定が削除

(2) 子の出生後8週間以内の育児休業に係る請求期限の短縮

現行：「1月前まで」 改正後：「2週間前まで」

(3) 男性の育児参加(特別休暇)の対象期間の拡大

現行：「出生後8週間」 改正後：「出生後1年」

(4) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

育児休業を取得することができない場合について

現行：「子が1歳6か月に達する日までの間に任期が満了すること又は引き続き採用されないことが明らかである」場合

改正後：子の出生後8週間以内の育児休業の場合は「子が1歳6か月に達する日」を「育児休業期間の末日から6月を経過する日」に緩和

(5) 不妊治療を受ける場合の休暇の名称変更

現行：「不妊治療休暇」 改正後：「出生サポート休暇」

6. 人事異動とりくみ 方針等は昨年とほぼ変更はない

○定年延長後も現行対応に変更はない(※残3年の扱いは定年年齢に対してとなることに注意)

○ヒアリングは「職員から言われたことをそのまま伝える」ように話をしている

○地域、群提示については早い方では年内に行う場合もある。(遅い方だと2月下旬)

※ヒアリングの記録と確認を確実にいきましょう。不審に感じた場合は本部・分会まで相談を！！